

隠岐の島町地域防災計画

震災対策編

平成 26 年 6 月

隠岐の島町防災会議

目 次

	頁
第1編 総 則	
第1章 計画の目的・性格等	1
第2章 防災関係機関等の処理すべき業務の大綱	3
第3章 地域概況と特性	3
第4章 地震被害想定	4
第5章 減災目標	8
第6章 防災対策の基本理念	8
第7章 計画の運用等	8
第2編 地震災害対策計画	
第1章 災害予防計画	
第1節 地盤災害の予防	9
第2節 建築物・公共土木施設災害の予防	15
第3節 危険物施設等の安全対策	20
第4節 農林漁業施設災害の予防	22
第5節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	23
第6節 防災活動体制の整備	24
第7節 災害情報通信環境の整備・運用	24
第8節 広報体制の整備	24
第9節 避難予防対策	24
第10節 火災予防	25
第11節 救急・救助体制の整備	27
第12節 医療体制の整備	27
第13節 交通確保及び規制体制・輸送体制の整備	27
第14節 防災施設・装備等の整備	27
第15節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備	27
第16節 廃棄物等の処理体制の整備	27
第17節 防疫・保健衛生体制の整備	27
第18節 消防団及び自主防災組織の育成強化	27
第19節 企業(事業所)における防災の促進	27
第20節 災害ボランティア活動環境の整備	28
第21節 防災教育	28
第22節 防災訓練	28
第23節 要配慮者等安全確保体制の整備	28
第24節 孤立地区対策	28
第25節 調査・研究	29

第2章 災害応急対策計画

第1節 組織及び配備動員	31
第2節 災害情報の収集・伝達	35
第3節 災害通信	39
第4節 災害広報	39
第5節 広域応援体制	39
第6節 自衛隊災害派遣要請	39
第7節 災害救助法の適用及び災害救助体制	39
第8節 避難活動	39
第9節 消防活動	39
第10節 救急・救助活動	39
第11節 医療及び助産救護	39
第12節 警備活動	39
第13節 交通対策	40
第14節 緊急輸送	40
第15節 浸水・土砂災害対策	40
第16節 施設等の応急対策	41
第17節 要配慮者の安全確保と支援	45
第18節 孤立地区対策	45
第19節 食料・飲料水・生活必需品等の供給	45
第20節 災害ボランティアとの連携・支援	45
第21節 文教対策	45
第22節 廃棄物等処理対策	45
第23節 防疫・保健衛生・環境衛生対策	45
第24節 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬	45
第25節 住宅応急対策	45
第26節 被災者相談	45

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の実施	47
第2節 生活再建等支援対策の実施	47
第3節 救援物資、義援金の受入れ及び供給・配分	47
第4節 激甚災害の指定	47

第3編 津波災害対策計画

第1章 災害予防計画

第1節 津波災害の予防	49
第2節 建築物・公共土木施設災害の予防	51
第3節 危険物施設の災害予防	51

第4節	防災活動体制の整備	51
第5節	災害情報通信環境の整備・運用	52
第6節	広報体制の整備	54
第7節	避難予防対策	54
第8節	救急・救助体制の整備	59
第9節	医療体制の整備	59
第10節	交通確保及び規制体制・輸送体制の整備	59
第11節	防災施設・装備等の整備	59
第12節	食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備	59
第13節	廃棄物等の処理体制の整備	59
第14節	防疫・保健衛生体制の整備	59
第15節	消防団及び自主防災組織の育成強化	59
第16節	企業(事業所)における防災の促進	59
第17節	災害ボランティア活動環境の整備	59
第18節	防災教育	60
第19節	防災訓練	63
第20節	要配慮者等安全確保体制の整備	63
第21節	孤立地区対策	63
第22節	調査・研究	63

第2章 災害応急対策計画

第1節	組織及び配備動員	65
第2節	災害情報の収集・伝達	67
第3節	災害通信	70
第4節	災害広報	70
第5節	広域応援体制	70
第6節	自衛隊災害派遣要請	70
第7節	災害救助法の適用及び災害救助体制	70
第8節	避難活動	71
第9節	救急・救助活動	73
第10節	医療及び助産救護	73
第11節	警備活動	73
第12節	交通対策	73
第13節	緊急輸送	73
第14節	浸水対策及び河川・海岸施設の応急対策	74
第15節	ライフライン施設等の応急復旧	75
第16節	要配慮者の安全確保と支援	75
第17節	孤立地区対策	75
第18節	食料・飲料水・生活必需品等の供給	75


第19節 災害ボランティアとの連携・支援	75
第20節 文教対策	75
第21節 廃棄物等処理対策	75
第22節 防疫・保健衛生・環境衛生対策	75
第23節 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬	76
第24節 住宅応急対策	76
第25節 被災者相談	76

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の実施	77
第2節 生活再建等支援対策の実施	77
第3節 救援物資、義援金の受入れ及び供給・配分	77
第4節 激甚災害の指定	77



第1編 総 則



第1章 計画の目的・性格等

第2章 防災関係機関等の処理すべき業務の大綱

第3章 地域概況と特性

第4章 災害被害想定

第5章 減災目標

第6章 防災対策の基本理念

第7章 計画の運用等

第1編 総則

第1章 計画の目的・性格等

1. 計画作成の目的

※風水害等対策編に準ずる

2. 計画の方針

※風水害等対策編に準ずる

3. 計画の範囲

※風水害等対策編に準ずる

4. 計画の構成

本計画は、地震災害(津波災害含む)を対象とする。

第1編 総則

第2編 地震災害対策計画

第1章 災害予防計画

第2章 災害応急対策計画

第3章 災害復旧・復興計画

第3編 津波災害対策計画

第1章 災害予防計画

第2章 災害応急対策計画

第3章 災害復旧・復興計画

5. 計画の内容

本計画においては、以下の事項を定める。

(1) 総則

本計画の基本方針、防災関係機関の業務大綱、本町の特質等、計画の基本となる事項。

(2) 災害予防計画

地震災害の発生に備えて、防災のまちづくりや生活基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備等に係る事項をはじめ、防災教育、広報、訓練等による防災行動力の向上を図る等、災害予防対策についての基本的な計画。

(3) 災害応急対策計画

地震災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、災害救助法の適用の要請等に係る対策、さらには、防災関係機関による各種の応

急対策についての基本的な計画。

(4) 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策の他、地震災害からの速やかな復旧・復興にあたっての基本的な計画。

6. 計画の前提

本計画は、町全域の震災対策の基本計画である。本計画の前提となる地震被害想定としては、本編「第4章 地震被害想定」に示す被害想定が基本となるが、想定外の規模の地震及び津波が発生した場合の対策についても留意しておく必要がある。

そこで、本計画では、兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）等の近年国内で発生した大規模な地震・津波が発生した場合を想定し、各対策を定める。また、これらの地震災害の教訓を反映するものとする。

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の教訓としては、「自然現象は、不確実性を伴うことから、想定には、一定の限界があること」、「町の災害対策本部機能の低下等」、「各種物資の著しい不足」、「発災直後から復旧・復興に至るまでの被災者支援のあり方」などがあげられる。

7. 防災計画以外の計画との整合性の確保等

※風水害等対策編に準ずる

8. 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

※風水害等対策編に準ずる

9. 計画の周知・習熟

※風水害等対策編に準ずる

10. 計画の修正

※風水害等対策編に準ずる

11. 細部計画の策定

※風水害等対策編に準ずる

12. 用語の意義

※風水害等対策編に準ずる

第2章 防災関係機関等の処理すべき業務の大綱

※風水害等対策編に準ずる

第3章 地域概況と特性

※風水害等対策編に準ずる

7. 災害履歴

(1) 昭和58年日本海中部地震

この地震の津波で隠岐島、島根半島を中心に負傷者5人、住家床上浸水152棟、同床下浸水279棟、耕地冠水29ha、漁船被害305隻、橋梁被害1箇所、人災世帯152世帯、人災者数496人の被害があった。

(2) 平成5年北海道南西沖地震

この地震の津波で隠岐島、島根半島を中心に負傷者5人、住家床上浸水5棟、同床下浸水78棟、漁船被害98隻等の被害があった。

第4章 地震被害想定

1. 地震被害想定調査の概要

平成22年11月～24年6月にかけて「島根県地震被害想定調査」が実施された。

想定された地震は、以下のとおり。(詳細は、資料編参照)

想定地震の概要

	想定地震	マグニチュード(M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小震動発生領域
	大田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震		○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震		○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	佐渡島北方沖の地震(M7.85) 【参考】佐渡島北方沖の地震(M8.01)	7.85 8.01	—	○	プレート境界の地震を想定	国の調査
	出雲市沖合の地震 (断層北傾斜及び南傾斜)	7.5	○	○	海域の浅い地震を想定	断層
	浜田市沖合の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震
	隠岐北西沖の地震	7.4	—	○	海域の浅い地震を想定	海底地形

※【参考】佐渡島北方沖の地震(M8.01)及び「隠岐北西沖の地震」については、浸水想定のみ(被害想定は、未実施)

(1) 隠岐の島町で想定される震度

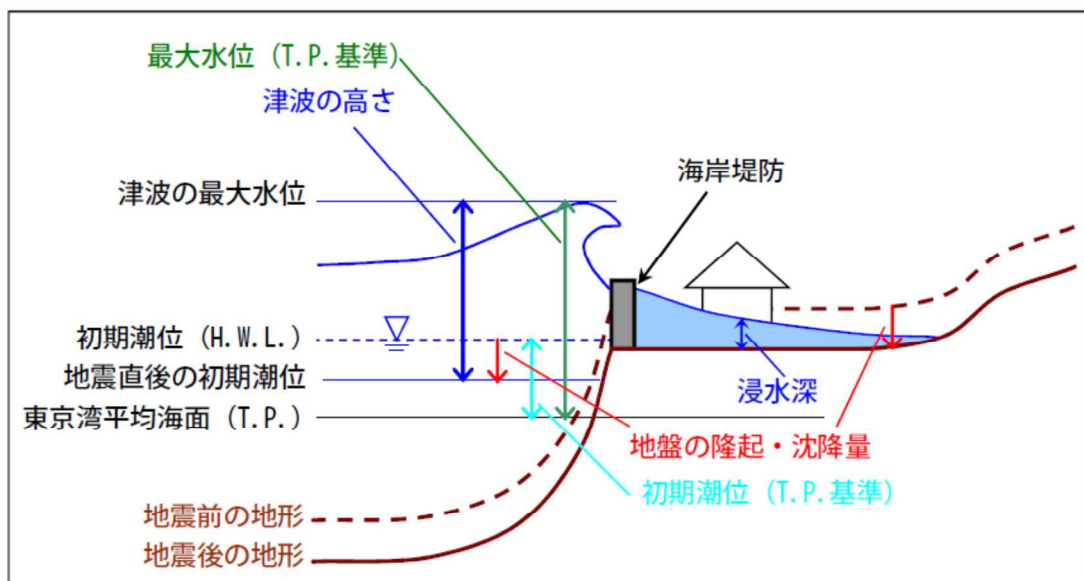
上記の想定地震における隠岐の島町での地震動予測では、いずれの想定地震の場合においても震度3以下となっている。(ただし、「隠岐北西沖の地震」については、地震動の想定は、行っていない。)

(2) 津波の想定

想定した海域の各地震について津波シミュレーションを実施し、津波の高さ、津波の到達時間、浸水深分布を整理している。想定結果を以下に示す。

隠岐の島町における津波の想定結果

想定地震	津波の到達時間(分)	最大波の到達時間(分)	最大水位(m)	最大となる場所
佐渡島北方沖(M7.85)	74	147	9.45	代(代海岸)
佐渡島北方沖(M8.01)	71	147	13.35	代(代海岸)
出雲市沖合(断層北斜面)	36	60	2.83	都万(都万漁港)
出雲市沖合(断層南斜面)	40	48	2.68	久見(久見漁港)
浜田市沖合	69	101	1.22	福浦(重栖港)
隠岐北西沖	22	44	2.92	大久(カイ海岸)



津波の高さの説明

2. 想定される被害

被害想定結果を以降に示す。なお、陸域での地震における被害は、ほとんど発生しない結果となっているが、想定を超える規模の地震の発生等も鑑み地震災害対策を実施していくことが求められる。また、特に、地震に伴う津波に対する対策については、この被害想定をもとに十分な対策をとっていく必要がある。

被害想定結果1(陸域での地震の場合)

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			宍道断層	宍道湖南	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)※	0	0	0	0	0
		危険性が高い地すべり地(箇所)※	0	0	0	0	0
	ため池危険度	危険性が高いため池(箇所)※	0	0	0	0	0
建物被害	揺れによる被害	全壊数(棟)	0	0	0	0	0
		半壊数(棟)	0	0	0	0	0
	液状化による被害	全壊数(棟)	-	-	-	-	-
		半壊数(棟)	-	-	-	-	-
	急傾斜地崩壊による被害	全壊数(棟)	-	-	-	-	-
		半壊数(棟)	-	-	-	-	-
	津波による被害	全壊数(棟)	想定なし				
半壊数(棟)		想定なし					
被害合計	全壊数(棟)	0	0	0	0	0	
	半壊数(棟)	0	0	0	0	0	
地震火	全出火(冬18時)	全出火件数(件)	-	-	-	-	-
人的被害(冬)5時	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	0	0	0	0	0
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	-	-	-	-	-
		負傷者数(人)	-	-	-	-	-
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	-	-	-	-	-
		負傷者数(人)	-	-	-	-	-
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	-	-	-	-	-
		負傷者数(人)	-	-	-	-	-
	津波による死者	死者数(人)	想定なし				
	火災による死傷者	死者数(人)	-	-	-	-	-
負傷者数(人)		-	-	-	-	-	
被害合計	死者数(人)	0	0	0	0	0	
		負傷者数(人)	0	0	0	0	0
ライフライン	上水道	断水世帯数(1日後)(世帯)	0	0	0	0	0
	下水道	影響人口(人)	1	1	1	0	1
	通信	不通回線数(件)	0	0	0	0	0
	電力	停電件数(件)	0	0	0	0	0
	LPガス	供給支障件数(件)	-	-	-	-	-
交通	橋梁	落橋・大被害又は大規模損傷(箇所)	0	0	0	0	0
	道路	緊急輸送道路の浸水長	県全体での想定				
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)	県全体での想定				
	空港	隠岐空港の液状化危険度	極めて低い	極めて低い	極めて低い	極めて低い	極めて低い
生活支障	避難者	避難者数(1~3日後)(人)	0	0	0	0	0
	帰宅困難者	帰宅困難者数(人)	97	97	97	97	97
	食料不足	食料需要量(食分)	0	0	0	0	0
	給水不足	給水需要量(7日後)(トン)	0	0	0	0	0
	生活必需品不足	毛布(枚)	0	0	0	0	0
	災害廃棄物	発生量(千トン)	0	0	0	0	0
	災害用トイレ	トイレ需要量(基)	0	0	0	0	0
	エレベータ停止	停止台数(故障・停止数)(基)	0	0	0	0	0
	孤立集落の発生	孤立の恐れがある地区(地区)	-	-	-	-	-

※:危険度ランクAのみ

被害想定結果2(海域での地震の場合)

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合	
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)※	想定なし	0	0	0	
		危険性が高い地すべり地(箇所)※		0	0	0	
	ため池危険度	危険性が高いため池(箇所)※	想定なし	0	0	0	
建物被害	揺れによる被害	全壊数(棟)	想定なし	0	0	0	
		半壊数(棟)		0	0	0	
	液状化による被害	全壊数(棟)		-	-	-	
		半壊数(棟)		-	-	-	
	急傾斜地崩壊による被害	全壊数(棟)		-	-	-	
		半壊数(棟)		-	-	-	
	津波による被害	全壊数(棟)		77	4	-	-
		半壊数(棟)		153	38	41	-
		床上浸水(棟)		188	69	63	19
		床下浸水(棟)		173	167	220	62
被害合計	全壊数(棟)	77	4	-	-		
	半壊数(棟)	153	38	41	-		
地震火	全出火(冬18時)	全出火件数(件)	想定なし	-	-	-	
人的被害(冬)5時	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	想定なし	0	0	0	
		負傷者数(人)		0	0	0	
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	想定なし	-	-	-	
		負傷者数(人)		-	-	-	
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	想定なし	-	-	-	
		負傷者数(人)		-	-	-	
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	想定なし	-	-	-	
		負傷者数(人)		-	-	-	
	津波による死者	死者数(地震発生後、避難のケース)(人)	0	0	0	0	
		死者数(地震発生後、全く避難しなかったケース)(人)	88	8	8	-	
	火災による死傷者	死者数(人)	想定なし	-	-	-	
		負傷者数(人)		-	-	-	
	被害合計	死者数(人)	88	8	8	-	
負傷者数(人)		-	-	-	-		
ライフライン	上水道	断水世帯数(1日後)(世帯)	想定なし	0	0	0	
	下水道	影響人口(人)	想定なし	3	5	1	
	通信	不通回線数(件)	想定なし	0	0	0	
	電力	停電件数(件)	想定なし	0	0	0	
	LPガス	供給支障件数(件)	想定なし	-	-	-	
交通	橋梁	落橋・大被害又は大規模損傷(箇所)	想定なし	0	0	0	
	道路	緊急輸送道路の浸水長	想定なし	県全体での想定			
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場(箇所)	想定なし	県全体での想定			
	空港	隠岐空港の液状化危険度	想定なし	極めて低い	極めて低い	極めて低い	
生活支障	避難者	避難者数(1~3日後)(人)	506	239	279	69	
	帰宅困難者	帰宅困難者数(人)	97	97	97	97	
	食料不足	食料需要量(食/日)	1,822	860	1,003	249	
	給水不足	給水需要量(7日後)(トン)	2	0	0	0	
	生活必需品不足	毛布(枚)	1,012	478	557	139	
	災害廃棄物	発生量(千トン)	2	0	0	2	
	災害用トイレ	トイレ需要量(基)	5	2	3	1	
	エレベータ停止	停止台数(基)	想定なし	0	0	0	
	孤立集落の発生	孤立の恐れがある地区(地区)	-	-	-	-	

※:危険度ランクAのみ

第5章 減災目標

1. 目標設定の趣旨

地震発生そのものを防ぐことは、不可能であるが、大規模地震による被害を想定し、必要な対策を講じることによって、被害の最小化を図ることは、可能である。

島根県では、被害想定調査により想定された人的被害(死者数)及び経済被害の軽減に関する目標(減災目標)や、その達成のための対策項目に係る目標(具体目標)などを盛り込んだ「島根県地震・津波防災戦略」を策定している。

町は、この戦略に基づく各種対策について、広く町民や事業者等の理解・協力を得ながら、県や防災関係機関の対策に協力、また、町の対策を実施していく。

2. 計画期間

平成25年度から平成34年度(10年間)。

3. 減災目標

「災害犠牲者ゼロを目指します。」

計画期間内では、地震、津波における死者数をゼロにします。

第6章 防災対策の基本理念

※風水害等対策編に準ずる

第7章 計画の運用等

※風水害等対策編に準ずる



第2編 地震災害対策計画



第1章 災害予防計画

第2編 地震災害対策計画

第1章 災害予防計画

災害予防計画は、災害発生 of 未然防止や災害の拡大を防止するために必要な事業、施設整備などの災害予防対策について定める。

第1節 地盤災害の予防

地震による被害は、地盤によって大きく異なる。地震による被害を未然に予防または軽減するためには、当該地域の地形、地質、自然特性及び災害特性を十分に把握し、最も適した土地利用を計画的に実施する必要がある。

今後、適正な土地利用を推進するとともに、地震災害時の崩壊危険地域や液状化危険地域等の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

1. 地すべり災害の防止対策

通常 of 地すべりは、緩斜面に多く、地層の移動が継続的かつ緩慢であるが、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。

このため、町は、その予防に万全を期することとし、以下の対策を促進する。

(1) 地すべり危険箇所の把握

町は、国及び県が地域住民の協力を得て実施する地すべり区域等の把握のため各種調査に協力し、「地すべり防止区域」の指定及び対策を促進する。

(2) 地すべり防止対策工の実施

町は、県が実施する、抑制工、抑止工等の地すべり防止工事に対して、その円滑な実施に向け協力する。

(3) 警戒体制の確立

① 地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。町は、県と協力し、特に、危険度の高い地すべり危険箇所に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対しては、ソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により警戒体制を確立し、被害の軽減を図る。

② 町は、県砂防課ホームページ及びハザードマップ等を活用し、町民に対する指定区域、危険箇所の周知に努める。

③ 町は、本計画に、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

- ④ 町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、地すべりの恐れがある場合の避難先に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(防災マップ等)を配布するなど必要な措置を講じる。
- ⑤ また、土砂災害警戒区域内に要配慮者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても規定し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

2. 崖崩れ・山崩れ災害の防止対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の把握

町は、県と連携し、危険度の高い急傾斜地に対して「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進し、総合的な対策の実施を図る。また、危険度の把握のため、危険度の高い急傾斜地の調査の促進を図る。

(2) 崩壊防止対策の実施

- ① 町は、県と協力し、急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。

なお、急傾斜地崩壊対策工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設を優先する。

- ② 町及び県は、急傾斜地の資料を整備し、本計画に組み込み、周辺住民等に周知徹底を図る。特に、町は、周辺住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所などの崖崩れ・山崩れの危険箇所及び避難先・避難路、防災施設等の防災情報の周知に努める。

(3) 警戒・避難体制の整備

- ① 町は、県及び国土交通省中国地方整備局と連携し、地震時の災害発生防止のため、危険度の高い急傾斜地の周辺では、危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する住民への指導を実施する。また、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。
- ② 危険地域の住民においても、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。
- ③ 町は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報等の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定める。
- ④ 町は、本計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊の恐れがある場合の避難先に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(防災マップ等)を配布するなど必要な措置を講じる。
- ⑤ 町は、土砂災害警戒区域内に要配慮者等が主に利用する施設があれば、本計画に当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても規定し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(4) 住宅移転の促進等

- ① 町及び県は、災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を行う。

また、土砂災害防止法及び島根県建築基準法施行条例第4条(がけ条例)に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)の促進を図る。

- ② 土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生する恐れが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れが大きいと認めるときは、町は、県と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

3. 土石流災害の防止対策

(1) 土石流危険渓流及び危険区域の把握、対策工の実施

危険度の高い渓流に対しては、「砂防法」に基づいて国が指定し県が実施する砂防指定地及び県の指定する土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険区域等について、町は、県に協力し、総合的な対策の実施、危険度の把握のため土石流危険渓流の調査の促進を図る。

なお、砂防工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設を優先する。

(2) 警戒体制の確立

- ① 町は、地震による災害発生防止のため、危険度の高い渓流の周辺で保全・管理に関する住民への周知、指導を実施する。
- ② 町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を、本計画に定める。
- ③ 町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、土石流の恐れがある場合の避難先に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(防災マップ等)を配布するなど必要な措置を講じる。
- ④ 町は、土砂災害警戒区域内に要配慮者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についてもこの計画に定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(3) 住宅移転の促進等

土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生する恐れが急迫していると認めながらその所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れが大きいと認めるとき

は、町は、県及び関係機関と連携調整のうえ、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行うなど、各種制度の活用により、人命、財産等を土石流から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

4. 地震災害直後の土砂災害の予防対策

地震災害後は、地盤が緩んでいるため、降雨などの他の自然条件でも土砂災害が発生しやすくなるので、町は、県、関係団体等と協力し、崩壊危険地域の巡視・点検を行い、異常等の早期発見に努める。

5. 液状化危険地域の予防対策

(1) 液状化現象の調査研究

地質と地下水の条件により、地盤の液化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性が指摘されている。

町は、県、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、当該地域における危険度分布等の各種資料を整備し、その結果の町民への普及に努める。

(2) 液状化対策工法の指導

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して、以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ、施設整備に反映させる。

① 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、港湾施設、河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法には、大別して地盤改良による工法と構造物で対応する方法があり、それぞれの工法の概要は、以下のとおり。

工 法	概 要（代表的工法）
地盤改良による工法	地盤を液状化しない材料と入れ替える置換工法
	振動または衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法（サンドコンパクション工法等）
	押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法
	地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法（深層混合処理工法）
	地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等（グラベルドレーン工法）
構造物で対応する方法	構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
	支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

② 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、万一液状化現象が発生しても、建築物が大きな被害を受けないよう建築物の耐震化工法を施しておくことも重要である。

地盤に液状化の可能性がある場合は、下記の対策工法が有効である。

- (ア) 置換え、締固め、固化等の有効な地盤改良を行う。
- (イ) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎やベタ基礎とする。
- (ウ) 基礎杭を用いる。

③ 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。なお、それぞれの対策工法の概要は、以下のとおり。

工 法		概 要（代表的工法）
管 路 に 施 す 工 法	既存施設の 技術的改良	既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、耐震性の低い施設については、既設管の補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。
	新設管の耐 震化	管渠の設計に先立ち、土質調査若しくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い、必要に応じ地盤改良等の対策を施す。
		ダクダイル铸铁管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性向上に努める。
地盤改良工法	管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。	
地盤改良工法		管路に施す工法の「既存施設の技術的改良」に同じ。

6. 造成地の予防対策

(1) 災害防止に関する指導

町は、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法及び土砂災害防止法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認、特定開発行為等の許可の審査並びに当該工事の施工に関する指導監督を県の協力により行う。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取り締り、定期的な巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

上記(1)の指導にあたっての基準は、以下のとおり。

災害危険度の高い区域	1. 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。 2. 都市計画区域外において、土砂災害特別警戒区域内の土地については、住宅宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、土砂災害防止法に基づき、基準に従ったものに限って許可する。
人工崖面の安全措置	宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
軟弱地盤の改良	宅地造成を予定する土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

7. 土地利用の適正化

地震による被害を未然に予防または軽減するためには、その土地の地形、地質、及び地盤を十分理解し、土地の自然特性及び災害特性を踏まえた土地利用を計画的に推進していく必要がある。

(1) 土地条件の評価

町は、県及び関係機関と協力し、土地自然情報の整備、災害強度評価を実施し、その結果を住民等に対して公開する。

① 土地自然情報の整備

地形、地質、地盤、河川、土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析する。

② 災害強度評価の実施

上記の情報を用いて、対象とする土地の地震に対する強度をいろいろな観点から評価し、その結果に基づいた適切な土地利用や対策に関する調査を実施する。

③ 情報の公開

上記で整備する土地、自然に関する情報や評価結果について、防災カルテや防災マップ等により、広く住民、関係機関等に対して公開することにより、町民の意識を啓発し、町民と行政が協力した土地利用の適正化事業の推進に努める。

(2) 土地利用の誘導、規制

町は、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法、さらに土砂災害防止法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導、規制を図る。

第2節 建築物・公共土木施設災害の予防

地震発生時の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物としての公共施設をはじめ道路、空港等の交通施設、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、河川、港湾、その他の公共土木施設は、町民の日常生活、経済活動、また、地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。

このため、人的被害を防止し、応急対策活動拠点や被災者救護施設の確保を図るため、各施設の耐震性に対する設計指針を策定し、耐震化・不燃化を促進し、被害を最小限にとどめるよう万全の措置を講ずる。

1. 予防対策の留意点

建築物・公共土木施設災害の予防にあたっては、特に、以下の点に留意する。

都市機能確保のための事前対策の重要性	主要な道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信等については、各施設等の耐震化や施設・機能等の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
防災上重要な施設の耐震化	町、県及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設について、耐震性の確保を特に、配慮する。
災害廃棄物の発生への対応	町及び県は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、災害廃棄物の発生にも備え、広域処理体制の確立に努める。
各種データの整備保全	町は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ(戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データ)の整備保存並びにバックアップ体制の整備を行う。

2. 建築物の災害予防

(1) 建築物の防災体制の整備

① 建築物の耐震化指針等の策定

町は、建築物の用途や防災上の位置付け及び所在地域の条件等を勘案して耐震性能向上の指針を策定する。

② 建築物防災推進体制の整備

町は、耐震診断・耐震改修及び応急危険度判定や被災度区分判定等を行う建築技術者の講習会に参加する。

また、災害対策活動を行う技術者の確保や技術の開発・実施方策等について、平素より建築関連団体との協力・支援体制を整備し情報交換等を行う。

③ 災害予防意識の啓発

町は、地震に対する建築防災に関して情報の提供や広報活動、講習会の開催及び相談

窓口の設置などを行い、町民や建築技術者の意識の啓発を図る。

また、各種の助成制度を活用して民間住宅の耐震化を促進する。

(2) 建築物の耐震化の推進

① 防災上重要な建築物の指定

町は、災害発生時における安全な避難場所の確保、応急対策活動の拠点となる施設の確保のため、次の町有建築物を「防災上重要な建築物」として指定する。

(ア) 震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる町庁舎

(イ) 震災時に緊急の救護所、避難場所となる学校及びその他の施設

② 防災上重要な建築物等の耐震性の確保

町は、上記の建築物に対して耐震性能の調査を行い、必要に応じて以下の対策を実施し、建築物等の耐震性の確保に努める。

(ア) 老朽化の著しい建築物または構造上危険と判定されるものは、改築を促進する。

(イ) 建物の新築及び改築にあたっては、耐震耐火建築物の建設を促進する。

(ウ) 積雪時の地震を考慮し、積雪荷重のチェックや構造設計上の指導を県の協力により、推進する。

③ 特定建築物の耐震化

町は、県と協力し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める特定建築物(不特定多数の人が利用する建築物、危険物の貯蔵等をする建築物、多数の者の円滑な通行・避難を困難とする恐れのある建築物)の所有者に対し指導・助言を行うほか、助成制度を活用して耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

④ 社会福祉施設の耐震化の促進

町は、社会福祉施設の耐震化を推進するため、耐震性が把握されていない民間社会福祉施設(昭和56年の新耐震基準導入以前に建築された施設)を対象に耐震診断を実施する場合の経費助成制度を活用して耐震診断を促進する。

(3) 人的被害の防止措置

町は、県等と協力し、次に示す工作物等の安全措置を講じ、地震発生時の人的被害の防止に努める。

道路擁壁の安全化	1. 適宜、道路防災総点検を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。
ブロック塀等の安全化	1. 多数の人が通行する道や通学路及び災害時の避難路に面して設置されているブロック塀等の点検、広報、補強指導の充実を図る。
屋外広告物、窓ガラス等の落下防止	1. 適宜、耐震、防災診断等を実施し、安全に対する意識を啓発する。 2. 防災パトロール等に際し、落下の恐れが高いものは所有者等に対して、改修等の対策を講ずるよう改善指導に努める。
自動販売機の転倒防止	1. 町は、関係防災機関と連携し、各種の自動販売機は、必要に応じて一層の補強を行うよう関係者を指導し、安全意識の徹底を図る。
その他	1. 家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等についての必要な対策を実施する。

3. 建築物の不燃化の推進

(1) 密集住宅の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する地域については、大規模災害時に大火災となるなど防災上危険な状況にあることから、建築物の不燃化を推進する。

(2) 建築物の防火の推進

町は、県に協力し、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物については、特に、大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を中心に、建築基準法及び消防法に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。

(3) 消防水利・防火水槽等の整備

町は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

(4) その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。

4. 地震災害に強いまちの形成

(1) 面的整備の推進

町及び県は、連携し、次に示す対策を推進し、まちの防災化に努める。

- ① 道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。
- ② 安全で良好な街の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図る。
- ③ 災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難先・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な都市整備事業を重層的に実施する。

(2) 公園等の整備

① 道路の整備

道路は、町民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、地震災害時には、緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、住宅密集地での火災においては、延焼遮断帯としての機能を有する。このため、町は、県と協力し、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、市街地内の道路については、多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

② 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

公園や緑地は、災害時における避難先・避難路、延焼遮断あるいは救護活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。町は、県と協力し、これらの公園の計画的な配置・整備

に努めるとともに緑地の保全を図る。

5. ライフライン施設の安全化

※風水害等対策編(第2編第1章第2節)に準ずる。なお、地震災害対策計画においては、特に、以下の点にも留意し、災害予防に努める。

(1) 上水道・下水道等施設の安全性の確保

- ① 取水、浄水、配水施設、ポンプ場、浄水施設等の上水道及び下水道等施設の重要構造物について耐震診断を行い、耐震性の低い施設の耐震補強に努める。
- ② 経年化した送水管・配水管、下水管の更新、耐震性のある管路への取り換えを進める。
- ③ 管渠の設計に先立ち、土質調査若しくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い、必要に応じて地盤改良等の対策についても検討する。

6. 交通施設の安全化

(1) 道路施設

町は、県と連携し、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

① 道路の整備

町は、地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を行う。

② 落石等通行危険箇所対策

町は、落石等通行危険箇所について、日常点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所から、順次法面防護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る。

③ 橋梁等の耐震化対策

町は、橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補強を行い耐震性の確保を図る。

④ トンネルの安全対策

町は、トンネルの安全確保のため、所管トンネルについて日常点検を実施し、補強対策工事が必要な箇所については、補強を実施する。

- ⑤ 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(2) 港湾施設

町は、管理する各港湾において必要に応じて耐震点検及び補強工事等を施工する。

(3) 漁港施設

町は、管理する各漁港の既存の施設において、必要に応じ耐震性を点検し、補強工事等の対策を実施する。

7. 河川、砂防、治山等施設の耐震化

(1) 河川等施設

町は、県が行う河川堤防の耐震点検の結果に基づく河道改修等の必要な対策に協力する。

(2) 砂防等施設

砂防・治山施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設の整備を進めるとともに、既存施設の耐震性・老朽化の点検及び補強工事等の対策を推進する必要がある。

町は、県が行うこれらの事業が円滑に推進されるよう協力する。

8. 文教施設の安全化

(1) 学校・教育施設等における防災対策の推進

学校・教育施設等の耐震改修に引き続き、避難所としての防災機能が発揮できるよう、必要な整備に努める。

(2) 文化財の保護

- ① 国・県・町指定建造物及び登録文化財等の歴史的建造物は、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を推進する。また、耐震診断を進め、状況把握するとともに、必要に応じて耐震補強を実施する。
- ② 石垣、墓所等の被災しやすい史跡については、日常的な管理の徹底と計画的な整備を行う。
- ③ 樹木等の災害に弱い天然記念物については、日常的な管理やパトロールの実施に努める。
- ④ 古文書等の貴重な資料については、その所在を計画的に調査し、災害等に対応できるよう記録しておく。
- ⑤ 映像及び写真等を用いて、災害前の文化財の状況を詳細に記録しておく。

第3節 危険物施設等の安全対策

町及び関係機関は、地震による危険物施設等の災害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防止するため、各施設の責任者に対して、施設の安全性、耐震性の向上及び自主保安管理体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携し指導を行うなど、安全対策を推進する。

1. 消防法に定める危険物施設の予防対策

消防法に定める危険物施設の現況については、資料編参照。

過去の地震災害の経験から、消防法をはじめ関係法令の一部が改正され、耐震基準設計の強化が図られている施設もあるが、特に、軟弱な地盤地域では、地震動や液状化の影響を受けやすく、施設が被災する危険性が高いことから、町は、県及び消防本部と連携し、危険物施設の実態把握、指導及び普及、啓発を引き続き推進する。

2. 高圧ガス施設の予防対策

平成23年3月31日現在高圧ガス保安法に基づく高圧ガス施設については、資料編参照。

(1) 保安指導、保安教育

町は、県及び消防本部と連携し、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令(高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)に基づき、保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を以下の事項について指導する。

- ① 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取り扱い
- ② 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員等が非常時にとるべき措置

(2) 施設の耐震性強化

各事業者は、ガス導管の施設を耐震性のあるものとする。

(3) 自主保安体制の確立

各事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

- ① 定期自主検査を行い、必要事項を保存
- ② 防災設備の維持管理、整備及び点検
- ③ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- ④ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

3. 火薬類施設の予防対策

平成25年3月31日現在の火薬類施設の現況は、資料編に示すとおり。

(1) 保安指導、保安教育

町は、県及び消防本部と連携し、地震により発生する火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を指導する。

- ① 島根県火薬類保安協会連合会の協力のもとに、火薬類取扱保安責任者講習会等を随時開催し、非常時にとるべき措置等災害対応及び予防の教育に努める。
- ② 火薬類取扱業者が定める保安教育計画の認可に際し、災害対応及び予防の観点から十分な指導を行う。

(2) 自主保安体制の確立

火薬類取扱業者は、災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

- ① 火薬庫の所有(占有)者は、年2回以上定期自主検査を実施
- ② 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
- ③ 防災設備の維持管理、整備予備点検
- ④ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

4. 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物取扱施設の現況は、資料編に示すとおり。

町は、県及び関係機関と連携し、毒劇物取扱施設の実態把握に努めるとともに、立入検査等法令に基づく規制の強化に努める。

- ① 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
- ② 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- ③ 治療方法を記した書類の整備

第4節 農林漁業施設災害の予防

農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を推進する。

1. 農業用施設災害の防止対策

(1) 農業用ため池

町内には、多くの農業用のため池があるが、築造年代が古く老朽化しているものが多く、地震の際に決壊の危険があり、下流の農家、農作物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害を及ぼす恐れがある。

町は、県と協力し、ため池管理者に対して、「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」を参考に適正な管理を行うよう指導する。また、老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策への支援を行う。

なお、決壊した場合に甚大な被害が発生する概ね貯水量 5,000m³以上かつ被害想定概ね10戸以上のため池は、警戒ため池として特に、監視点検に取り組む必要がある。また、ハザードマップ等を作成し、住民等に配布する。

(2) 農業用水利施設(頭首工、樋門、揚排水機場、水路等)

町内には、老朽化した農業用水利施設があり、地震時に機能低下または突発的な機能不全によって農作物、家屋及び公共施設に被害を及ぼす恐れがある。

町は、県と協力し、施設の機能診断調査、評価、劣化予測、コスト算出・比較等を行い、農業用水利施設の計画的、効率的な機能保全を図る。

2. 漁業施設災害の防止対策

(1) 漁港

- ① 必要に応じて耐震性の点検及び補強工事を実施する。
- ② 震災時に救難救助活動の拠点となる漁港については、耐震護岸の整備を推進する。

(2) 陸揚げ施設等

荷捌き施設等漁業関連施設の陸揚げ施設は、漁港・港湾地区に集中しており、高潮や津波等による被害が発生する恐れがあるため、災害を受けやすい状態にある施設の防災対策を推進する。

(3) 漁場等

磯根資源を対象とした天然及び人口の漁場等は、沿岸域にあり、高潮や津波等による被害が発生する恐れがあるため、防災を考慮した整備を図る。

(4) 漁船

出漁中の漁船に対する無線等による災害情報の緊急連絡体制を整備する。

第5節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法(平成8年7月施行)に基づき、島根県においては平成8年度から地震防災緊急事業五箇年計画(現在、第四次計画(平成23年度～27年度))を作成し、施設等の整備が進められている。

町においては、県と連携し同計画に定められた各事業を積極的に推進し、震災対策の強化を図る。

第6節 防災活動体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第7節 災害情報通信環境の整備・運用

1. 通信要施設及び防災通信環境の整備

※風水害等対策編に準ずる

2. 震度・潮位観測情報等伝達体制の整備

(1) 震度・潮位観測システム

本町に設置されている震度計は、気象庁設置2箇所、島根県設置4箇所、防災科学技術研究所設置震度計1箇所であり、震度情報ネットワークシステムにより、その情報を気象庁に提供している。

また、本町には、気象庁の検潮所及び巨大津波計が整備されており運用中である。

(2) 警報及び注意報等伝達体制の整備

町は、地震・津波に関する情報が、関係者及び住民等に対して迅速かつ正確に伝達されるよう伝達体制の整備を図る。なお、町、県、報道機関等は、相互に協力し、地震・津波に関する警報及び注意報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定を結び、その円滑化に努める。

また、伝達徹底のため、非常の場合の無線通信の利用(電波法第74条、災害対策基本法第57条)についても考慮し、体制の整備を図る。

第8節 広報体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第9節 避難予防対策

※風水害等対策編に準ずる

第10節 火災予防

地震による被害のうち、火災災害は、発災時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては、甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

また、自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具の普及に努めるとともに、発災時の出火防止措置の徹底等防災教育を推進する。

1. 出火防止

(1) 全体計画

地震時の出火要因としては、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具の他、電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とするものがあげられる。そのため、町は、県及び消防本部と連携し、耐震装置や過熱防止機能等の普及に努めるとともに、地震時には、火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難すること、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。

(2) 現状と短期計画

地震が発生したらガス、ストーブ等の火は、すぐ消すという意識は、普及している。また、耐震自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具も普及している。

今後、町は、県及び消防本部と連携し、出火防止措置の徹底など防災教育を一層推進する。特に、新たな出火要因である通電火災や出火危険の高い油鍋等からの出火防止について啓発する。

2. 初期消火

(1) 全体計画

地震発生時は、同時多発火災が予想され、消防機関は、全力をあげて消防活動を展開するが、限界があることから地域の住民、事業所による自主防災体制を充実する必要がある。

そのため町は、地震時に有効に機能するよう組織と活動力の充実を図り、住民、従業員による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防機関と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

町は、県と連携し、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

(2) 現状と短期計画

地域及び事業所の自主防災体制の整備は、十分とは言いがたく、初期消火能力についても地域や事業所によって差がある。

今後とも地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

3. 消防力の強化

(1) 全体計画

災害時に予想される同時多発火災に備え、町は、耐震性貯水槽(防火水槽)及び消防利水の整備を推進する。また、消防機関は、災害対策として化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、救助工作車等特殊車両の整備、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設を整備していく。

また、広域消防相互応援協定に基づき、大規模災害に対する備えを強化する。

(2) 現状と短期計画

災害対策として、計画的に消防用資機材の整備を推進する。また、緊急消防援助隊を中心に、応援及び受援を円滑に実施するために必要な準備と訓練を実施する。

第11節 救急・救助体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第12節 医療体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第13節 交通確保及び規制体制・輸送体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第14節 防災施設・装備等の整備

※風水害等対策編に準ずる

第15節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第16節 廃棄物等の処理体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第17節 防疫・保健衛生体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第18節 消防団及び自主防災組織の育成強化

※風水害等対策編に準ずる

第19節 企業(事業所)における防災の促進

※風水害等対策編に準ずる

第20節 災害ボランティア活動環境の整備

※風水害等対策編に準ずる

第21節 防災教育

※風水害等対策編に準ずる

第22節 防災訓練

※風水害等対策編に準ずる

第23節 要配慮者等安全確保体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第24節 孤立地区対策

※風水害等対策編に準ずる

第25節 調査・研究

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、自然科学、社会科学等さまざまな分野からの調査研究が重要となる。

このため、町、県及び防災関係機関は、地震被害とその対策のあり方等について、総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

町は、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。

また、調査結果は、住民に公表していく。

1. 震災対策調査研究の推進

(1) 被害想定に関する調査・研究

震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害により近いことが適切である。したがって、県では、被害想定調査は、工学的、実験実証等をおりませた、科学的な想定とし、対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して行っている。

町は、県及び防災関係機関の協力により、地震による被害が、どこでどの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘してとるべき予防対策及び応急対策に資するものとする。

(2) シミュレーション訓練手法の開発

町は、県及び関係機関と連携し、実践的なシミュレーション訓練の実施要領(訓練の想定条件やシナリオの付与方法、シミュレーション訓練テーマの抽出方法、訓練参加組織間の連携・調整方法等)、並びに訓練により得られた結果を防災施策に反映する方法を研究する。

(3) その他の調査研究

町は、過去の災害記録の作成、資料化・データベース化に係る調査研究等を推進する。

2. 災害の阻止、町の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎とし、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査する。調査は、以下の項目について実施する。

- (1) 地盤調査
- (2) 建築物の耐震調査
- (3) 危険物の状況調査
- (4) 電気、ガス、上・下水道の状況調査
- (5) 道路、橋梁の状況、交通障害対策調査
- (6) 消防水利状況調査
- (7) 停電、通信障害状況調査
- (8) 地震火災対策調査

- (9) 避難場所及び避難路の状況調査
- (10) 自主防災組織の活動状況調査

3. 防災カルテ等の整備

町は、防災アセスメント*1を実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル(集落単位、自治会単位、学校区単位)でのきめ細かな地区別防災カルテ*2等の作成を積極的に推進する。

(注)

- *1 防災アセスメント:当該市町村等の地形分類資料等による航空写真判読や過去の災害履歴等の資料をもとにした調査により、地域の災害危険性を総合的・科学的に明らかにする作業。
- *2 地区別防災カルテ:防災アセスメントによって得られた災害危険地図に住家や防災施設を加え、コミュニティレベルでの総合的危険度を判別しうる大縮尺の防災地図



第2編 地震災害対策計画



第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 組織及び配備動員

地震災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、県、町、防災関係機関及び町民は、一致協力して、災害の拡大防止及び発生防止並びに被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、町及び関係機関は、組織、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立その他の応急活動体制を速やかに確立し、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

1. 隠岐の島町防災会議

※風水害等対策編に準ずる

2. 応急活動体制の確立

町内で地震による災害が発生し、または発生する恐れがある場合、町は、第一次的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立し、災害応急対策活動を実施する。

また、消防本部、関係機関は、それぞれの機関等で定めるところにより、職員の動員、災害対策本部の設置等災害応急活動を実施する。

(1) 災害警戒本部

町は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため、災害警戒本部を設置する。

① 災害警戒本部の設置基準

地震が発生した場合、隠岐の島町災害警戒本部は、次の各号に該当する場合に設置する。

- (ア) 島根県隠岐地区に緊急地震速報(警報:震度4)が発表されたとき(自動配備)
- (イ) 隠岐の島町で震度4の地震が観測されたとき(自動配備)
- (ウ) 島根県隠岐地区に緊急地震速報(警報:震度5弱以上)が発表されたとき(自動配備)
- (エ) 隠岐の島町で震度5弱の地震が観測されたとき(自動配備)
- (オ) 隠岐に津波注意報が発表されたとき(自動配備)
- (カ) 副町長が必要と認めたとき(副町長が決定し設置)

※以下、風水害等対策編に準ずる

(2) 災害対策本部

町内の地域において地震による災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、総合的な防災応急活動を迅速かつ的確に推進するため、町は、災害対策本部を設置する。

① 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、次のとおり。

- (ア) 隠岐の島町で震度5強以上の地震が観測されたとき(自動配備)
- (イ) 島根県隠岐地区に緊急地震速報(特別警報:震度6弱以上)が発表されたとき(自動配備)
- (ウ) 隠岐に津波警報が発表されたとき(自動配備)
- (エ) 隠岐に大津波警報が発表されたとき(自動配備)
- (オ) 町長が必要と認めたとき(町長が決定し設置)

※以下、風水害等対策編に準ずる

3. 配備動員計画

(1) 配備体制の基準

地震災害が発生し、または発生する恐れのある場合において、防災活動を推進するため、とるべき体制は、次の基準による。

① 地震

体制	基準	体制の決定	動員
警戒本部	島根県隠岐地区に緊急地震速報(警報:震度4)が発表されたとき 隠岐の島町で震度4の地震が観測されたとき	自動配備	震災第1動員を配備
	島根県隠岐地区に緊急地震速報(警報:震度5弱以上)が発表されたとき 隠岐の島町で震度5弱の地震が観測されたとき	自動配備	震災第2動員を配備
	副町長が必要とみとめたとき	副町長が決定し、設置する	副町長が決定する
災害対策本部	島根県隠岐地区に緊急地震速報(特別警報:震度6弱以上)が発表されたとき 隠岐の島町で震度5強以上の地震が観測されたとき	自動配備	震災第3動員を配備
	町長が必要と認めたとき	町長が決定し、設置する	町長が決定する

② 津波

体制	基準	体制の決定	動員
警戒本部	隠岐に津波注意報が発表されたとき	自動配備	震災第1動員を配備
災害対策本部	隠岐に津波警報が発表されたとき	自動配備	震災第2動員を配備
	隠岐に大津波警報が発表されたとき	自動配備	震災第3動員を配備

※地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、その中から最上位の基準を適用する。

(2) 職員の動員計画

災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次表の動員計画により動員を行う。各配備体制における配備人数は、資料編のとおり。

なお、各対策部長は、必要と認める範囲内において、動員数を適宜増員することができる。

種別	配備基準	配備内容
(準備体制) 第一配備	1. 島根県隠岐地区に緊急地震速報(警報:震度4)が発表されたとき 2. 震度4以上の地震が発表され、町長が必要と認めたとき 3. 津波注意報が発表されたとき	1. 関係各課(室)においては、気象情報等の収集、連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずる。 2. 関係各課においては、第二配備に対する準備を行う。
(警戒体制) 第二配備	1. 島根県隠岐地区に緊急地震速報(警報:震度5弱以上)が発表されたとき 2. 震度5弱の地震が発表されたとき 3. 津波警報が発表されたとき	1. 関係各課においては、防災活動に従事するとともに、随時本部会議(管理職会議)を開き、情報連絡を行い対策を協議する。(勤務時間外においては、防災連絡責任者は、出動待機し、各機関及び職員に連絡のとれる体制を作る。) 2. 関係各対策部は、災害対策本部事務分担表による担当事務分担に従い、報告様式等の記入及び担当調査区分の巡視にあたる。 3. 関係各対策本部においては、第三配備の準備を行う。(勤務時間外の場合は、本部に出動待機する。)
(非常体制) 第三配備	1. 島根県隠岐地区に緊急地震速報(特別警報:震度6弱以上)が発表されたとき 2. 震度5強以上と発表されたとき 3. 大津波警報が発表されたとき	1. 町の職員をあげて、防災活動に従事する。

※以下、風水害等対策編に準ずる

4. 労務供給計画

※風水害等対策編に準ずる

第2節 災害情報の収集・伝達

地震災害時において県、町及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。

そのため、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するにあたって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握するため、各機関は、各々の情報収集・伝達体制確立要領に従い、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。

1. 情報管理体制の確立

災害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、総合防災情報システム、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、一般加入電話、携帯電話等の通常の通信手段を利用するほか、特に、必要があるときは、電話の優先利用、各防災関係機関の専用電話及び無線通信施設等を利用し、防災関係機関相互の災害応急対策活動の円滑な遂行を図る。

(1) 町の情報管理体制の確立

① 情報管理体制の確立

地震災害時の町の通信連絡システムとして、町防災行政無線を基幹的な通信システムとするほか、防災活動用の電話(災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む)については、関係機関等との連絡用電話を指定して連絡窓口を明確化したり、不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの措置を講ずることにより、効果的な災害情報の管理体制を確立する。

② 情報連絡手段の確保

町は、地震災害時の無線通信連絡体制として、町防災行政無線等をはじめ、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、NTT一般加入電話をはじめ、アマチュア無線等を含むその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、地震災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

③ 総合防災情報システムの活用

町は、地震災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、震度・潮位等観測情報・基礎情報等の各種情報の収集・検索、被害状況等の登録等総合防災情報システムを効果的に活用することが可能であるため、平常時からシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する。

(2) 関係機関等の情報管理体制の確立

① 関係機関等の情報管理体制

関係機関等は、地震災害に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

② 関係機関等の情報連絡手段の確保

関係機関等は、関係機関相互での通信可能な連絡手段である総合防災情報システムや、防災行政無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

特に、総合防災情報システムの利用機関相互においては、システムを活用し、被害情報等の情報を共有化し、関係機関相互の連携を図る。

2. 地震情報の収集・伝達

災害時において、防災関係機関が災害対策の初動対応及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、震度速報、大津波警報、津波警報等、津波注意報、地震及び津波に関する情報、その他地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

(1) 地震情報の種類

地震情報は、気象庁本庁、大阪管区气象台、松江地方气象台が発表する。

地震に関する情報の種類と内容は、次のとおり。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は、発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 1. 震度3以上 2. 大津波警報、津波警報または注意報発表時 3. 若干の海面変動が予想される場合 4. 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

地震情報の種類	発表基準	内 容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 1. マグニチュード7.0以上 2. 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(2) 地震情報の収集・伝達、伝達系統及び方法

① 地震情報の収集

町は、町内に設置された震度計により、震度階級、測定震度及び最大加速度等の震度情報を収集するとともに、島根県震度情報ネットワーク(資料編参照)を通じて、県総合防災情報システム及び松江地方気象台等より本町及び周辺地域の震度情報を収集する。

② 関係機関への伝達

町は、関係機関から地震に関する情報の伝達を受けた時は、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・的確な方法によって町内の防災関係機関・住民等に周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講ずる。

③ 町における地震に関する情報の取扱い

(ア) 地震に関する情報は、勤務時間中は総務課で受信し、関係機関に伝達するとともに、庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係各課は、これに伴う必要な措置を講ずる。

なお、地震に関する情報の伝達系統については、資料編のとおりである。

(イ) 勤務時間外における通報は、宿直職員が受信し、これを総務課長またはあらかじめ指名された職員に連絡する。

(ウ) 宿直職員から連絡を受けた者は、その状況を町長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずる。

④ 住民等に対する伝達

町に伝達された地震に関する情報の住民等に対する伝達は、次により行う。

(ア) 町内の災害関係機関及び公共団体に対し、警報事項を通知する。

(イ) 地区連絡員に通知する。

(ウ) 防災行政無線、広報車及び自治会等の放送施設を利用し、住民に周知する。

(エ) 災害の恐れのある地区の自治会長に電話連絡し、自治会長をして住民に伝達する。

(オ) 聴覚障がい者への伝達方法として、防災行政情報伝達・F ネット(一斉同報通信)を

利用して伝達を図る。

⑤ 地区連絡員がとるべき措置

地区連絡員は、地震に関する情報の通知を受けたときは、直ちに電話または伝令をもって各自治会長に伝達する。また、地区内有線放送施設等を利用し、迅速かつ的確に周知させなければならない。

⑥ 伝達系統

地震に関する情報の伝達系統は、資料編のとおり。

3. 被害情報等の収集・伝達

※以下、風水害等対策編に準ずる

第3節 災害通信

※風水害等対策編に準ずる

第4節 災害広報

※風水害等対策編に準ずる

第5節 広域応援体制

※風水害等対策編に準ずる

第6節 自衛隊災害派遣要請

※風水害等対策編に準ずる

第7節 災害救助法の適用及び災害救助体制

※風水害等対策編に準ずる

第8節 避難活動

※風水害等対策編に準ずる

第9節 消防活動

※風水害等対策編に準ずる

第10節 救急・救助活動

※風水害等対策編に準ずる

第11節 医療及び助産救護

※風水害等対策編に準ずる

第12節 警備活動

※風水害等対策編に準ずる

第13節 交通対策

※風水害等対策編に準ずる

第14節 緊急輸送

※風水害等対策編に準ずる

第15節 浸水・土砂災害対策

※風水害等対策編に準ずる

第16節 施設等の応急対策

応急対策活動上重要な社会公共施設を始め、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路、空港等の交通施設等及び河川施設及びその他の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、施設管理者と町、県及び防災関係機関は、これらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。余震による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じる。また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。

1. 建築物の応急対策

(1) 応急対策実施体制の確立

① 町における体制の確立

建築物に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立するとともに、県土整備局の建築担当部署と密接な連携をとり応急対策活動にあたる。

② 建築関係団体等における体制の確立

町より要請があったときは、速やかに応急対策体制を確立し、県及び町が実施する応急対策活動に協力する。

(2) 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

町が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下の恐れがある場合は、速やかに応急補修を行う。ただし、町に建築技術職員がいないか人数が少ないため、調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援を要請する。

(3) 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物の余震による倒壊や、部材等が落下したりして二次災害が発生することを防止し、住民の安全の確保を図るため応急危険度判定を実施する。

① 町における応急危険度判定の実施

地震発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は、実施本部を設置し、住民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定の実施にあたっては、応急危険度判定士の動員数、班編成及び責任者並びに判定実施区域、判定対象建築物及び判定方法など判定実施に必要な事項を定めるものとするが、町で対応できないものについては県に必要な支援を要請する。

② 建築関係団体における応急危険度判断の実施

(一社)島根県建築士会は、応急危険度判定士等への連絡体制を整備し、県から応急危険度判定士の召集に関する要請を受けた場合は、会員等に判定活動への参加を要請する。

また、建築関係団体は、応急危険度判定の準備及び実施にあたって、県または町から要請を受けた場合は、必要な協力を努める。

③ 町の応急対策業務への応援

町は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請することができる。

2. 宅地の応急対策

(1) 宅地危険度判定の実施

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次被害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため危険度判定を実施する。

町は、地震発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認められた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民に判定実施の周知を図る。

また、判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

3. 危険物施設等の応急対策

危険物施設等は、震災時における、火災、爆発、漏洩及び流出等により、周辺地域住民に対しても大きな被害を与える恐れがある。したがって、これらの施設については、地震による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は、相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

4. 農作物、家畜及び関連施設の応急対策

地震により農作物、家畜及び関連施設が被害を受けた場合、町は、被害状況を県に報告し、県の協力により農作物の応急対策、家畜の防疫及び飼料確保対策等を実施する。

5. ライフライン施設の応急対策

※風水害等対策編(第2編第2章第16節)に準ずる。なお、地震災害対策計画においては、特に、以下の点にも留意し、応急対策に努める。

(3) 上水道等施設の応急措置 及び (4) 下水道等施設の応急措置

ポンプ場及び処理場施設においては、以下の応急措置についても講ずる。

燃料タンク等からの危険物の漏洩

危険物を扱う設備については、地震発生後速やかに漏洩の有無を点検し、漏洩を発見

した場合は、速やかに応急措置を講ずる。

水質試験室における薬品類の飛散・漏洩

地震発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講ずる。

6. 交通施設の応急対策

(1) 道路施設の応急対策

町(道路管理者)は、道路被害及び道路上の障害物の状況調査を実施し、被害状況に応じた応急復旧、障害物の除去並びに保安施設の設置等を行い、交通の確保に努める。被害及び措置状況については、速やかに県に連絡を行う。

(2) 港湾及び漁港施設の応急対策

① 港湾施設応急対策

町は、港湾施設について、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

② 漁港施設応急対策

漁港施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

7. 河川、海岸、砂防及び治山施設の応急対策

地震及び津波により河川、海岸、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、県と連携し、施設の応急復旧に努める。

(1) 河川及び海岸保全施設応急対策

河川・海岸の堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水が浸透することによる増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切を行い移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分配慮する。また、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、災害の発生の恐れのある場合は、速やかな避難対策を実施する。

(2) 砂防施設(地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設含む)応急対策

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

(3) 治山施設応急対策

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

(4) 応急復旧対策

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(以下「負担法」という。)

及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という)に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することとしている。これにより主務大臣に災害の状況を報告し、災害査定を受けて復旧工事を実施するが、特に、急を要する箇所について、災害査定を受ける前に着工する必要があるときは、事前工法協議を行い、応急復旧する。

第17節 要配慮者の安全確保と支援

※風水害等対策編に準ずる

第18節 孤立地区対策

※風水害等対策編に準ずる

第19節 食料・飲料水・生活必需品等の供給

※風水害等対策編に準ずる

第20節 災害ボランティアとの連携・支援

※風水害等対策編に準ずる

第21節 文教対策

※風水害等対策編に準ずる

第22節 廃棄物等処理対策

※風水害等対策編に準ずる

第23節 防疫・保健衛生・環境衛生対策

※風水害等対策編に準ずる

第24節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬

※風水害等対策編に準ずる

第25節 住宅応急対策


※風水害等対策編に準ずる

第26節 被災者相談

※風水害等対策編に準ずる



第2編 地震災害対策計画



第3章 災害復旧・復興計画

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の実施

※風水害等対策編に準ずる

第2節 生活再建等支援対策の実施


※風水害等対策編に準ずる

第3節 救援物資、義援金の受入れ及び供給・配分

※風水害等対策編に準ずる

第4節 激甚災害の指定

※風水害等対策編に準ずる



第3編 津波災害等対策計画



第1章 災害予防計画

第3編 津波災害対策計画

第1章 災害予防計画

津波による被害を予防し、その影響範囲を局所化し最小限に止められるよう、津波災害に強いまちづくりを目指すとともに、短時間で津波から避難できる方策を十分に検討しておく。

第1節 津波災害の予防

本町は、四方を海に囲まれ長い海岸線を有しており、近年では、日本海中部地震(昭和58年)、北海道南西沖地震(平成5年)等において、沿岸部の建物や船舶等に津波による被害を受けたことがある。

津波による被害想定は、第1編第4章「地震被害想定」に記載のとおりであるが、これまでの想定を大きく超える東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)の発生に鑑み、津波の想定は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定する必要がある。また、津波災害は、波源域の場所や地形等の条件によって、発生する津波高、範囲等に大きな差異が生じるものであることを念頭に置く必要がある。

1. 津波災害対策の想定

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルを想定することを基本とする。

レベル	対策方針
発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波	最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守るため、住民等避難のための防災意識の向上、避難先(津波避難ビル等を含む)や避難路・避難階段等の整備・確保など地域の状況に応じた対策を講じる。
最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波	比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等地域の状況に応じた対策を講じる。

以上の考え方にに基づき、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設の整備計画を推進するとともに、津波監視体制、地震・津波に関する警報・注意報、避難指示等の情報伝達体制及び避難先(津波避難ビル等を含む)・避難路・避難階段等の整備、津波に対する知識の普及などの防災意識の啓発等に努める

2. 海岸保全事業の推進

(1) 海岸保全施設整備の推進による津波に強い地域の整備

町は、県及び関係機関と協力し、津波災害の被害が生じやすい海岸を対象として、波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を実施し、また、既存施設の老朽度点検や耐震診断を行い、特に、重要な施設から改修等を計画的に推進する。

3. 津波に強いまちづくり

(1) 土地利用の適正化

- ① 町は、県と協力し、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難先(津波避難ビル等を含む)及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- ② 県及び町は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- ③ 町は、県による津波災害警戒区域の指定のあったときは、当該区域ごとに、津波に関する情報、警報・注意報の伝達に関する事項、指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)、指定避難所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について、本計画に定める。
- ④ 町は、津波防災地域づくり法を総合的に推進するための計画(推進計画)を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備についての総合ビジョンを示すことに努める。
- ⑤ 町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
- ⑥ 町は、安全な土地利用を進めるため、津波における浸水実績及び県において把握された津波浸水想定箇所をもとに津波浸水想定を設定し、津波ハザードマップの整備を行い、住民への周知を図る。

第2節 建築物・公共土木施設災害の予防

町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等をできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に、万全を期す。

第3節 危険物施設の災害予防

町は、県及び関係機関に協力し、津波による危険物施設等の災害を未然に防止するとともに、被害の拡大を防止するため、各施設の責任者に対して、施設の安全性、耐震性の向上、津波に対する安全性の確保及び自主保安管理体制の強化を図るよう指導を行うなど、連携して安全対策を推進する。

第4節 防災活動体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第5節 災害情報通信環境の整備・運用

津波災害時及び津波が発生する恐れがある場合に、関連する情報を迅速に収集・整理し、町民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や町民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

1. 海面監視体制の確立

沿岸地域においては、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されるまでに津波の襲来が予想されることから、気象庁の「津波なし」の通報があるまでは、安全な場所で海面を監視する体制を確立する。

また、町は、沿岸部の主要箇所に防災(津波)監視カメラを設置し、海面、湖面の常時監視を行う。防災(津波)監視カメラのリアルタイム映像は、本庁、支所及び関係機関等においても閲覧可能とする。

2. 県総合防災情報システムの活用

町は、県の総合防災情報システムが伝達する県内の各種観測情報や災害情報を活用し、大規模災害など広範な災害情報を含めた的確な災害情報の把握に努める。

3. 情報伝達体制の整備

町は、津波災害に関する情報を迅速、的確に町民等に伝達するため、以下の情報伝達体制の整備に努める。

- ①沿岸地域の住民に対し、津波警報等の夜間・休日の受信・伝達体制を確立しておき、津波警報等の伝達手段として、防災行政無線、サイレン等を活用するとともに、インターネット、防災メール、ツイッター等、可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。
- ② 災害時に孤立が予想される地区については、衛星携帯電話等、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については、非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。
- ③ 住民に対して迅速な避難行動がとれるよう、あらかじめ避難経路、指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)を周知しておく。
- ④ 多数の人出が予想される海岸及び港湾等の管理者に対し、海水浴客、釣り客等のレジャー客、水産事業者及び港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。
- ⑤ 日本海に出漁している漁船に対しては、漁業無線による迅速な情報伝達に努める。
- ⑥ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、警報及び注意報の伝達方法を定めておく。

4. 潮位観測情報等伝達体制の整備

- (1) 町及び関係機関は、地震・津波に関する情報が関係者に対して迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等取扱責任者を定めるとともに、伝達体制の整備を図る。

- (2) 町は、県、報道機関等と相互に協力し、地震・津波に関する予報及び警報等の伝達徹底について、必要がある場合、あらかじめ協定を結び、その円滑化を期する。
また、伝達徹底のため、非常無線通信の利用(電波法第74条、災害対策基本法第57条)についても考慮し、体制の整備を図る。

- (3) 町は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

第6節 広報体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第7節 避難予防対策

津波災害時には、沿岸部を中心に避難を要する地域が多く発生するため、あらかじめ「隠岐の島町津波避難計画」及び「地区津波避難計画」を定め、津波発生時に住民等が迅速・的確に避難行動を行えるよう必要な体制を整備するとともに、県、関係機関との連携のもと、指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)の整備や、その他避難対策の強化などの取組みを進める。

また、避難勧告・指示等の発令・伝達に関し、どのような状況において、どの対象地区の住民に対して避難勧告・指示等を発令すべきかについて「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を定め、的確に運用する。

1. 避難勧告等の基準の策定

※風水害等対策編に準ずる

2. 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成

※風水害等対策編に準ずる

3. 津波避難計画の作成

(1) 隠岐の島町津波避難計画の作成

町は、次の事項のほか具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図り、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

津波避難計画の作成にあたっては、以下の事項を定める。

項目	詳細事項
避難勧告等の判断・伝達マニュアルで定めた避難勧告等の発令基準及び伝達方法	—
避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口	—
避難先への経路及び誘導方法	—
津波情報の収集・伝達方法	—
避難所(被災者収容施設)開設に伴う被災者救援措置に関する事項	1. 給水措置 2. 給食措置 3. 毛布、寝具等の支給 4. 衣料、生活必需品の支給 5. 負傷者に対する応急救護 6. 要配慮者の救護

項目	詳細事項
避難所の管理・運営に関する事項	1. 避難所の秩序保持 2. 収容者に対する災害情報の伝達 3. 収容者に対する応急対策実施状況の周知徹底 4. 収容者に対する各種相談業務 5. 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮、生活環境の確保
指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項	1. 指定避難所(避難者収容施設) 2. 給水施設 3. 情報伝達施設
避難の心得、知識の普及啓発に関する事項	1. 平常時における広報 <ul style="list-style-type: none"> ① 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行 ② 住民に対する巡回指導 ③ 防災訓練等 2. 災害時における広報 <ul style="list-style-type: none"> ① 広報車による周知 ② 避難誘導員による現地広報 ③ 住民組織を通じての広報
避難行動要支援者等の避難支援に関する事項 (本編第1章第19節「要配慮者等安全確保体制の整備」を参照)	1. 避難行動要支援者等への情報伝達方法 2. 避難行動要支援者ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項 3. 避難行動要支援者の支援における町、避難支援等関係者の役割分担
住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画	—
避難訓練の内容等	—

(2) 地区津波避難計画の作成

隠岐の島町津波避難計画に基づき、津波発生の際に避難対象地区として定めている地区においては、地区ごとの津波避難計画を作成する。

(3) 防災上重要な施設、学校等の避難計画等の作成

※風水害等対策編に準ずる

4. 避難誘導體制の整備

※風水害等対策編に準ずる

5. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定、整備

町は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごと、災害種別ごとの避難先を定め、その所在、名称、概況、収容可能人数等の把握に努める。

特に、津波災害に対しては、津波による被害を防止するため、事前に指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路が津波に対して危険な区域に立地していないか点検し、適宜、防災診断や改修に努めるとともに、地域住民とも協議し、より安全な避難先及び避難路の指定を推進する。

(1) 指定緊急避難場所の指定

町長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

① 指定緊急避難場所の指定要件等は、以下のとおり。

指定緊急避難場所の指定のための要件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. あらかじめ管理者の同意を得ておく。 2. 地震に伴う津波や火災に対して安全な構造を有する施設とする。 3. 周辺に災害が発生した場合、人の生命及び身体に危険を及ぼす恐れのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。 4. 公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
--------------------	---

② 町は、津波災害警戒区域内等において、津波による被害の恐れのない安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の指定緊急避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざというときに確実に避難できるような体制の構築に努める。

③ 町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

④ 町は、新たに避難先を整備する場合は、これらを津波からの指定緊急避難場所として使用できるよう、浸水や孤立の危険性が低く、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

⑤ 町は、やむを得ず津波による被害の恐れのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(2) 指定避難所の指定、整備及び備蓄等の推進、安全性の確保

※風水害等対策編に準ずる

6. 避難先区分けの実施

※風水害等対策編に準ずる

7. 避難路の選定と確保

町は、県と連携し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

避難路の選定基準は、風水害等対策編第2章第8節「避難予防対策」に準ずるが、津波発生時の安全な避難路の確保においては、以下の事項についても留意する。

- ① 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難先までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には、限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

- ② 避難路は、周辺の高台等の津波の浸水の恐れがない場所へ短時間で行けるルートを選定する。ただし、地震による斜面崩壊、沿道家屋の倒壊、要配慮者の避難なども考慮し選定する。
- ③ 避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

8. 避難先の住民等への周知

町は、津波からの避難をスムーズに実施できるよう、避難先、避難路等について平常時から住民等に対してその内容の周知徹底を図る。

なお、周知にあたっては、外国人(海外からの旅行者を含む。)に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努める。

避難先、避難路等の周知の内容及び方法については、風水害等対策編第2章第8節「避難予防対策」に準ずるが、特に、津波災害に対しては、以下の対策の実施に努める。

- ① 町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取り組みを行う。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

- ② 町長は、本計画に基づき、津波災害警戒区域、津波に関する情報の伝達方法、指定緊

急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(防災マップ等)の配布その他の必要な措置を講じる。

- ③ 専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- ④ 避難誘導標識、避難施設案内図、避難施設表示板等の整備にあたっては、統一的な絵記号等の利用、「わかりやすい日本語」や外国語による多言語表記に努める。また、住民に対してその内容の周知を促進する。

9. 応急仮設住宅の確保体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第8節 救急・救助体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第9節 医療体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第10節 交通確保及び規制体制・輸送体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第11節 防災施設・装備等の整備

※風水害等対策編に準ずる

第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第13節 廃棄物等の処理体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第14節 防疫・保健衛生体制の整備

※風水害等対策編に準ずる

第15節 消防団及び自主防災組織の育成強化

※風水害等対策編に準ずる

第16節 企業(事業所)における防災の促進

※風水害等対策編に準ずる

第17節 災害ボランティア活動環境の整備

※風水害等対策編に準ずる

第18節 防災教育

1. 町職員に対する防災教育

※風水害等対策編に準ずる

2. 住民に対する防災教育

(1) 普及の方法

※風水害等対策編に準ずる

(2) 住民への周知内容

町は、県及び防災関係機関と協力し、津波を伴う地震に遭遇した時の対応方法等に関して、次の内容の普及、啓発を図る。

町内の防災対策		—
津波災害に関する一般知識と過去の災害事例	避難の必要性（津波警報等や避難勧告等の意味と内容等）	1. 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること 2. 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること 3. 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
	避難行動に関する知識	1. 沿岸は、どこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること 2. 避難にあたっては、徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
	津波の特性に関する情報	1. 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもあること 2. 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性があること 3. さらに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性
	津波に関する想定・予測の不確実性	1. 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること（津波想定の数値等の正確な意味） 2. 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること 3. 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること 4. 避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること
	徒歩避難の原則	1. 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とすること。
津波災害に対する平素の心得		1. 周辺地域における津波災害の危険性の把握 2. 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策

津波災害に対する平素の心得		3. 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め 4. 避難の方法(避難路、避難先の確認) 5. 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄(3日間分程度) 6. 非常持出品の確認(貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備) 7. 自主防災組織の結成 8. 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援 9. ボランティア活動への参加 10. 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
津波災害発生時の心得	災害発生直後に取るべき行動	1. 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ急いで高台等の安全な場所に避難する。 2. 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。また、津波注意報が発表されたときは直ちに海から離れる。 3. 津波注意報でも、海水浴や海釣りは、危険なので行わない。 4. 津波は、繰り返しおそってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで海浜に近づかない。
	救助活動	—
	正しい情報の入手	1. 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線、有線放送、防災メール等を通じて入手する。
	その他	1. 避難実施時に必要な措置 2. 警報等発表時や避難勧告・指示等の等発令時にとるべき行動、避難先での行動 3. 自主防災組織の活動 4. 自動車運転中及び旅行中等の心得 5. 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録(運用開始時) 6. 避難所の運営管理のために必要な知識等

(3) 船舶に対する周知内容

- ① 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに湾外(水深の深い広い海域)に退避する。
- ② 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送を通じて入手する。
- ③ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは、直ちに港外に退避する。
- ④ 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- ⑤ 津波は、繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気を緩めない。

(4) 港の利用者等に対する周知内容

港の管理者は、港の利用者等に対し、船舶の安全対策を講ずるとともに、津波による貯木材、養殖筏、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害を防止するため、港の利用者等と協議し、二次災害防止のための対策やマニュアルを整備しておくよう徹底する。

3. 学校教育における防災教育

※風水害等対策編に準ずる

4. 防災上重要な施設の職員等に対する防災教育

※風水害等対策編に準ずる

5. 災害教訓の伝承

※風水害等対策編に準ずる

第19節 防災訓練

1. 防災訓練の種類・目的

※風水害等対策編に準ずる

2. 防災訓練の実施内容

※風水害等対策編に準ずる

3. 津波災害を想定した防災訓練にあたっての留意事項

- ① 津波到達時間の予測は、比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。
- ② 参加主体それぞれの防災上の責務、役割(基本法第4条、第5条、第6条及び第7条)に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- ③ 災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- ④ 救出・救護等において要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- ⑤ 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第20節 要配慮者等安全確保体制の整備

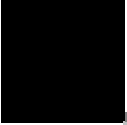
※風水害等対策編に準ずる

第21節 孤立地区対策

※風水害等対策編に準ずる

第22節 調査・研究

※震災対策編(地震災害対策計画)に準ずる



第3編 津波災害等対策計画



第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 組織及び配備動員

1. 隠岐の島町防災会議

※風水害等対策編に準ずる

2. 応急活動体制の基準

津波災害にかかる応急活動体制の基準は、次のとおり。

津波災害における応急活動体制の基準

体制	設置基準	体制の決定	動員
警戒本部	1. 隠岐に津波注意報が発表されたとき	自動配備	第1動員を配備
災害対策本部	1. 隠岐に津波警報が発表されたとき	自動配備	第2動員を配備
	2. 隠岐に大津波警報が発表されたとき	自動配備	第3動員を配備

3. 応急活動体制

町内の地域において災害が発生し、または発生する恐れがある場合、町は、応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部を設置するなど災害初動体制を確立し、災害応急対策活動を実施する。

また、必要に応じ、県、関係機関等との連携の確保に努める。

(1) 警戒本部

① 警戒本部の設置

対策本部の設置に至るまでの措置及び対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置する。

② 警戒本部の設置基準

警戒本部は、次の各号に該当する場合に設置する。

(ア) 隠岐に津波注意報が発表されたとき(自動設置)

※以下、風水害等対策編に準ずる

(2) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置

町内の地域において災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、総合的な災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、災害対策本部を設置する。

② 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次の各号に該当する場合に設置する。

(ア) 隠岐に津波警報が発表されたとき(自動設置)

(イ) 隠岐に大津波警報が発表されたとき(自動設置)

※以下、風水害等対策編に準ずる

4. 配備動員計画

(1) 配備体制の基準

津波災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、防災活動を推進するため、とるべき体制は、3. 応急活動体制の基準のとおりである。

また、各配備体制の配備内容は、次のとおり。

種別	配備基準	配備内容
(準) 第一配備体制	1. 震度4以上の地震が発表され、町長が必要と認めたとき 2. 津波注意報が発表されたとき	1. 関係各課(室)においては、気象情報等の収集、連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずる 2. 関係各課においては、第二配備に対する準備を行う
(警) 第二配備体制	1. 震度5弱の地震が発表されたとき 2. 津波警報が発表されたとき	1. 関係各課においては、防災活動に従事するとともに、随時本部会議(管理職会議)を開き、情報連絡を行い対策を協議する。(勤務時間外においては、防災連絡責任者は、出動待機し、各機関及び職員に連絡の取れる体制をつくる) 2. 関係各対策部は、災害対策本部事務分担表による担当事務分担に従い、報告様式等の記入及び担当調査区分の巡視にあたる 3. 関係各対策本部においては、第三配備の準備を行う(勤務時間外の場合は、本部に出動待機する)
(非) 第三配備体制	1. 震度5強以上と発表されたとき 2. 大津波警報が発表されたとき	町の職員をあげて、防災活動に従事する

(2) 職員の動員計画

災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次表の動員計画により動員を行う。各配備体制における配備人数は、資料編のとおり。

※以下、風水害等対策編に準ずる

第2節 災害情報の収集・伝達

津波災害時において、初動対応及び津波災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び町民に対し迅速かつ適切に各種情報等の伝達を行うための体制、津波警報等、津波に関する情報、その他地震に関する情報の収集・伝達に関して必要な事項を定める。

1. 情報管理体制の確立

※風水害等対策編に準ずる

2. 情報の種類

(1) 津波警報等の発表基準及び種類

津波警報等とは、大津波警報、津波警報、津波注意報をいい、大阪管区気象台が発表する。その発表基準は、次のとおり。

種 類	発表基準
大津波警報、 津波警報	担当する津波予報区において津波による重大な災害の恐れがあると予想されるとき
津波注意報	担当する津波予報区において津波による災害の恐れがあると予想されるとき
津波予報	津波による災害の恐れがないと予想されるとき

※本町は、大阪管区気象台が担当する津波予報区の「隠岐」に属する。

(2) 津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ

① 津波警報・注意報

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ
大津波警報	予想される津波の高さが3m超である場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は、繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	(数値表現) 5m、10m 10m超 (定性的表現) 巨大
津波警報	予想される津波の高さが1m超3m以下である場合	津波による被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	(数値表現) 3m (定性的表現) 高い
津波注意報	予想される津波の高さが0.2m以上1m以下である場合	海の中や海岸付近は危険です。海の中にいる人は、直ちに海から上がって、海岸から離れてください。潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。	(数値表現) 1m (定性的表現) 表記しない

- (注) 1 津波による災害の恐れがなくなると認められる場合、津波警報または津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観察状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震規模推定の不確実性が大きいと考えられる場合の「予想される津波の最大波の高さ」は、数値ではなく「巨大」、「高い」の定性的表現を用いる。
- 4 最大波の観測地が予想されている津波の高さに比べて十分小さい場合は、「観測中」と記述。
- 5 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間にあわない場合がある。
- 6 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

② 津波予報

種類	発表基準	解説
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては、十分な留意が必要である旨を発表

(3) 津波に関する情報

津波に関する情報は、大阪管区气象台が発表する。情報の種類及び内容は次のとおり。

種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波の高さを発表するほか、震源要素をあわせて発表する。
各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	各検潮所における満潮時刻及び最も早く到達すると予想される津波の到達時刻を発表するほか、隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻も発表する。また、震源要素もあわせて発表する。
津波観測に関する情報	各検潮所に最も早く到達した津波の到達時刻と初動方向及び到達した津波の高さの最大値を発表するほか、震源要素もあわせて発表する。
津波に関するその他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表する。

(注) 島根県内の検潮所(気象庁所管)及び巨大津波計は浜田と隠岐西郷に整備されている。

3. 津波情報の伝達系統及び方法

(1) 関係機関への伝達

町は、関係機関から津波警報等及び津波に関する情報の伝達を受けたときは、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速・的確な方法によって町内の防災関係機関・住民等に周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講ずる。

※以下、震災対策編(地震災害対策計画)に準ずる

4. 被害状況等の調査及び収集・報告

※風水害等対策編に準ずる

第3節 災害通信

※風水害等対策編に準ずる

第4節 災害広報

※風水害等対策編に準ずる

第5節 広域応援体制

※風水害等対策編に準ずる

第6節 自衛隊災害派遣要請

※風水害等対策編に準ずる

第7節 災害救助法の適用及び災害救助体制

※風水害等対策編に準ずる

第8節 避難活動

地震時の津波災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係する地域の居住者及び滞在者等に対しての避難の勧告・指示の伝達や避難誘導を、防災関係機関及び自主防災組織等を通じて迅速、的確に行い、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

避難誘導にあたっては、要配慮者等の安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて、適切な誘導を行うことを基本とする。

1. 要避難状況の早期把握・判断

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

町長は、避難措置実施の第1次責任者として、災害の危険のある場合には、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難のための立ち退きを勧告または指示する等の措置をとる。

その際、必要に応じて警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、町、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

近海で地震が発生した場合には、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表前であっても津波が来襲する恐れがある。また、遠方で生じた地震による津波であっても、その対応によっては、人的被害が生じる場合も予想される。

そのため、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、町、海上保安官署及び関係住民等は、地震発生とともに、地域の状況を的確に把握したうえ、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、次に掲げる措置を講じる。

① 町の取るべき措置

(ア) 町は、直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保できる場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに大津波警報、津波警報、津波注意報の発表前であっても自らの判断で、住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告または指示する。

この際、要配慮者への情報伝達には特に配慮し、各種伝達手段、機器を活用するほか、地域住民の協力を得て確実にわかりやすい伝達を行うよう努める。

(イ) 大津波警報、津波警報の伝達は、ラジオ、TV等の放送による方が早い場合が多いので、地震発生後少なくとも1時間は、NHKの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、大津波警報、津波警報が放送されたときには、住民等に対して直ちに避難勧告または指示を発令する。このほか県、警察及びNTT事業所等から大津波警報、津波警報が伝達された場合にも同様な措置をとる。

(ウ) 大津波警報、津波警報及び避難の指示の伝達に洩れがないようにするため、港湾、漁港、海水浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場等、人の集まる場所について、当該場所における各種施設の管理者及び事業者等との協力体制を確立する。

② 海上保安官署等のとるべき措置

(ア) 海上保安官署は、津波に伴う在港船舶の転覆、座礁等の事故を防ぐため必要に応じ入港を制限し、または港内停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

(イ) 入港中の船舶所有者等は、津波対策として、大・中型船については、港外(水深の深い広い海域)に退避し、港外退避出来ない小型船については、陸上に引揚げ固縛しておく等の措置を講ずる。

③ 関係住民のとるべき措置

地震発生後、沿岸付近の住民等は、町長の避難勧告または指示の有無にかかわらず、直ちに安全な場所へ避難できるよう、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取する。

2. 避難の勧告・指示の実施

※以下、風水害等対策編に準ずる

第9節 救急・救助活動

※風水害等対策編に準ずる

第10節 医療及び助産救護

※風水害等対策編に準ずる

第11節 警備活動

※風水害等対策編に準ずる

第12節 交通対策

※風水害等対策編に準ずる

第13節 緊急輸送

※風水害等対策編に準ずる

第14節 浸水対策及び河川・海岸施設の応急対策

津波により河川、海岸が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。

1. 点検、警戒活動

町は、県の河川の管理者と協力し、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じる。許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。

2. 水門及び樋門の操作

水門、樋門は、地震による沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われない場合が想定できる。このため、各施設の管理者は、開閉の点検を行う。

3. 水防計画に準拠した活動

津波により、浸水対策の必要があると認められる場合には、「島根県水防計画」及び「隠岐の島町水防計画」に準拠して浸水対策措置を実施する。この際、防災対応にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応について定めた行動ルールを踏まえつつ、対策を実施する。

4. 河川及び海岸保全施設の応急対策

- (1) 河川・海岸の堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水が浸透することによる増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。
- (2) 水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
- (3) 津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分配慮する。
- (4) 高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行い、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。なお、災害の発生の恐れのある場合は、速やかな避難対策を実施する。

5. 応急復旧対策

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(以下「負担法」という。)及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という)に基づき、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保する。復旧工事の実施にあたっては、主務大臣に災害の状況を報告し、災害査定を受ける必要があるが、特に、急を要する箇所については、災害査定を受ける前に事前工法協議を行い着工する。

第15節 ライフライン施設等の応急復旧

※風水害等対策編(第2編第2章第16節)及び震災対策編地震災害対策計画(第2編第2章第16節)に準ずる。なお、津波災害対策計画においては、特に、以下の点にも留意し、応急対策に努める。

(3) 上水道等施設の応急措置 及び (4) 下水道等施設の応急措置

津波が発生した場合、ポンプ場及び処理場施設においては、以下の応急措置についても講ずる。

- ① 止水用ゲートの閉鎖及び止水用角落としての設置
- ② ポンプ場、処理場等における土のう等による漏水防止措置

第16節 要配慮者の安全確保と支援

※風水害等対策編に準ずる

第17節 孤立地区対策

※風水害等対策編に準ずる

第18節 食料・飲料水・生活必需品等の供給

※風水害等対策編に準ずる

第19節 災害ボランティアとの連携・支援

※風水害等対策編に準ずる

第20節 文教対策

※風水害等対策編に準ずる

第21節 廃棄物等処理対策

※風水害等対策編に準ずる

第22節 防疫・保健衛生・環境衛生対策

※風水害等対策編に準ずる

第23節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬


※風水害等対策編に準ずる

第24節 住宅応急対策


※風水害等対策編に準ずる

第25節 被災者相談

※風水害等対策編に準ずる



第3編 津波災害等対策計画



第3章 災害復旧・復興計画

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の実施

※風水害等対策編に準ずる

第2節 生活再建等支援対策の実施

※風水害等対策編に準ずる

第3節 救援物資、義援金の受入れ及び供給・配分

※風水害等対策編に準ずる

第4節 激甚災害の指定

※風水害等対策編に準ずる

